

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

### 相模原市条例第9号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の2の項中「第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する」を「による」に改め、同表5の項中「別表第1の19の項」を「別表の19の項」に改め、同表6の項中「別表第1の27の項」を「別表の27の項」に改め、同表に次のように加える。

7	市長	重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事

	務であって規則で定めるもの
--	---------------

別表第2第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2第3項の表2の項中「第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する」を「による」に改め、同表に次のように加える。

6	市長	重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定(同表5の項及び6の項の改正規定を除く。)、別表第2第3項の表の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日

(相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第78号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を削る。